

井原市立井原市民病院 指定短期入所事業運営規程

（事業の目的）

第1条 井原市の設置運営する井原市立井原市民病院（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、重度心身障害者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所を提供することを目的とする。

（事業の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況並びにその置かれている環境に応じて、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 井原市は、事業の実施に当たっては、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 井原市立井原市民病院
- （2）所在地 岡山県井原市井原町1 1 8 6 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）医師 基準省令に定める以上の員数
医師は、利用者の医療及び保健衛生等に関することを行う。
- （3）看護師 基準省令に定める以上の員数
看護師は、医師の指示により利用者の看護、介護、保健衛生等に関することを行う。
- （4）看護助手 基準省令に定める以上の員数
看護助手は、看護師の指示により看護業務及び看護補助業務に関することを行う。
- （5）管理栄養士及び給食員 基準省令に定める以上の員数
管理栄養士は、医師の指示により利用者の栄養管理及び給食業務に関することを行う。
給食員は、管理栄養士の指示により給食業務に関することを行う。
- （6）薬剤師 基準省令に定める以上の員数

薬剤師は、医師の指示により利用者の薬剤業務に関することをを行う。

- (7) 社会福祉士 基準省令に定める以上の員数

社会福祉士は、相談、助言に関する業務を行う。

- (8) 事務職員 基準省令に定める以上の員数

事務職員は、必要な事務業務を行う。

(受入人数)

第5条 事業所の空床利用とする。

療養病棟（定員 45 名）のうちの空床を利用範囲とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 重症心身障害児・者

(業務の内容)

第7条 事業所で行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所計画の作成

- (2) 日常生活上の援助

食事の介助、摂取の指導

衣類の着脱、保清の介助

排せつの介助

- (3) 相談、助言等の支援

(利用者から受領する費用の額)

第8条 井原市は、指定短期入所サービスを提供した際は、市町村が定める負担上限額の範囲内において、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 費用の額は次のとおりとする。

- (1) 日用品費 実費

- (2) 医療行為に係る費用 医療保険にて支払うものとする。

- (3) 食事の提供に係る費用

朝食 1食につき 360 円（うち食材料費は 180 円）

昼食 1食につき 540 円（うち食材料費は 270 円）

夕食 1食につき 540 円（うち食材料費は 270 円）

3 井原市は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用等であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができるものとする。

4 井原市は、第一項から第三項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書

を交付するものとする。

- 5 井原市は、第二項及び第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 利用者の指定短期入所中の日程については、原則として本体施設入所者と同じ扱いとする。
- (2) 利用者が病気等の場合は、指定短期入所のサービスの提供を拒否することができる。

(緊急時の対応方法)

第10条 井原市は、利用者について、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第11条 井原市は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置するとともに、利用者の障害の状態等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害に関する消防計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 井原市は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 井原市は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 4 井原市は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

(苦情解決)

第12条 井原市は、提供した指定短期入所サービスに関する利用者からの苦情については、相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

(虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の措置)

第13条 井原市は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の処置を講ずるものとする

- (1) 担当者¹の設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援

(4) すべての従業者に対し利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に関わる研修を定期的に実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果について従業者への周知

2 井原市は、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに関係機関へ通報するとともにその調査に協力するものとする。

(個人情報保護)

第14条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 井原市は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

3 井原市は、利用者又はその家族から当該利用者に係る事業の提供に関する記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 管理者は、従業者の資質向上のために、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年間随時

2 井原市は、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとし、契約締結に際しては、提供する指定短期入所の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

3 井原市は、指定短期入所を提供した場合は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。